

## 葉隠誕生300年祭の開催について 総括質問

2010年は、葉隠が誕生するきっかけとなった山本常朝と田代陣基<sup>つらもと</sup>の出会いから300年という節目の年である。

葉隠は7年間という期間にわたって常朝の訓示を聞き取ったものであるが、少なくとも来年からの数年間がその時期に当たることは、間違いのないところである。来年度を起点として、「葉隠誕生300年」イベントを開催してはどうか。

「葉隠誕生300年」を行うに当たっては、まずは佐賀市民が葉隠を再認識するための取組を行うと同時に、葉隠にまつわる史跡の整備も行い、出来れば佐賀市立図書館やその他の佐賀市の施設の一部に、葉隠コーナーを設置するなどして、佐賀市としての姿勢を示しながら、その集大成としてイベントを開催するということを提案したいと思う、市の考えは？

葉隠は武士道に基軸を置いた書であり、その中身の受取り方には個人差もあり、賛否もあるかとは思いますが、葉隠は世界に通じる哲学書とも言えるわけであるから、このイベントをきっかけとして、「葉隠ツアー」などの企画を起こすことにより、観光資源としても活用できると考えるが？

## 葉隠誕生300年祭の開催について メモ

\* 歴史を地域活性化の素材にするための取組

- ① その人物の何処が偉かったのか
- ② その偉かったというのは、どういう内容か
- ③ そして、今生きている住民が、その人物の偉かったことをどのように活用しているか
- ④ さらに、その偉かったことをどのように情報発信するか

佐賀市民が葉隠を再認識するための取組

葉隠コーナーを設置する

佐賀学としての位置づけ

\* 歴史を住民が自分の生活の肥料にしているかどうか

葉隠にまつわる史跡の整備

「葉隠ツアー」などの観光資源としての活用

## 収入未済金回収に向けての取組について 総括質問

昨年(平成20年)の12月議会で亀井議員の質問に対する白木紀好企画調整部長最終答弁(平成20年12月)で

収納率向上については、納税者の理解、職員のさらなる研さんと努力が重要であるというふうに思っております。しかしながら、結果として滞納が生じていることも事実でございますので、各担当課の収納率向上のため、庁内に蓄積しております徴収に関するノウハウ等については、全庁的に共有化する仕組みなどを考えていく必要があるというふうに思っております。

その後の取組についての答弁を求める。

## 収入未済金回収に向けての取組について メモ

請求する部門が仮に多岐に渡っても、未納者の財布は一つしかないわけであるから、タイミング良く回収できたところはよくても、その他の部署は未収のまま推移し、結果として不納欠損となる場合もあるだろう。

不納欠損金を減らすことや、徴収率を上げることは財政的にも必要なこと

一元化することによって、回収した「お金」をどのように振分けることが市としてより効率的なのかを判断することもできるし、滞納者としても、まずどこを補完したいのかを相談することができるというメリットが生まれる。

市民に対するサービスや行政責任を果たすための方策

「自殺対策基本法」（自殺発生回避のための体制の整備等）

**第十六条** 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。・・・ゲートキーパー  
相談窓口における対応

別途資料あり

- ① 自殺対策基本法
- ② 収入未済金年度別、項目別一覧表

## 行政が購入する土地・建物の購入基準について 総括質問

競売物件や空きビル等の購入に関して、市はどのような基準を持って購入するのか。過去において、西城内マンション建設予定地購入や結果として購入に至らなかった福德ビルなど、今後も同様な問題が起きると考えられる。市の明確な判断基準がどうなっているのかを問う。

まず、今回の質問を行うに至った経緯として、先年「中心市街地活性化調査特別委員会」において、白山地区の福德ビルが競売に出されたときに、当初『市での購入を検討』といった話が俎上に上がった時点で、「市が購入する場合の基準を明確にすべきである」といった意見を、述べた。

その議論から既に1年以上の経過を見て、今般、中心市街地においての空きビルの購入が話題となっているが、先般述べた、「購入基準」についてどのような話し合いがもたれてきたのか、そしてどういった検討がなされてきたのか、その経緯について答弁を

次に、文化遺産が埋蔵されている事が判明している土地について、土地所有者から「市での購入」を検討して欲しいといった要望がなされているところがあるが、一定期間が経過したにもかかわらず、市の意思決定がなされずに、民間ベースでの売買に踏み切れないといった事例が発生している。なぜ意思決定がなされないのか、こういった場合の土地購入についての意思決定プロセスはどうなっているのか

## 行政が購入する土地・建物の購入基準について メモ

以前、同じ白山地区における物件を、「風俗営業関係者」が落札した物件のときに、市としては購入するという動きを見せなかったが、福德ビルとの違いは何だったのか

地域環境景観保全ということで、購入後の土地利用計画も無いままに購入された西城内マンション建設予定跡地は、ただの空き地として放置されている現状が続いている。つまりは塩漬け土地となってしまうている。

土地、あるいは建物を購入した後で計画がとん挫してしまい、結果として放置されてしまうものもある。たとえば、都市計画道路沿線という事で先行購入したビルが、計画が進まないままに、長期に渡って放置されている例もある。

従って、購入後に起きる問題点についても、ある程度の見通しは必要ではないか。